

産業廃棄物処分業の経理的基礎に関する審査基準

(令和9年4月1日改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の5第1号ロ(2)若しくは第2号ロ(2)又は第10条の17第1号ロ(3)若しくは第2号ロ(3)に定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
- (3) 直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士または公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (1) 直前事業年度において債務超過である。
- (2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上である場合で、次のア又はイに該当する。

ア 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。）において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益等金額－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）がマイナス200パーセント未満である。

イ 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに 0 未満の場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益金額等－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）が 100 パーセントを超えている。

第 2 営業実績が 3 年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前 3 年のうち少なくとも 1 年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後 5 年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前 3 年において所得税を納付していない年がある。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前 3 年において所得税を納付している年がある。

第 3 営業実績が 3 年未満の法人及び 3 年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後 5 年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第 4 この審査基準は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。